

子どもの食と居場所づくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもの食と居場所づくり支援事業補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関し、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、主に貧困を抱えた世帯やひとり親世帯などに属する子どもを対象に、食事の提供と居場所づくりを行う事業の実施に要する経費の助成を行うことにより、子どもが健やかに育成される環境整備を促進することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金を交付する事業（以下、「補助対象事業」という。）は、主に貧困を抱えた世帯やひとり親世帯などに属する子どもを対象に、食事の提供と居場所づくりを行うもので、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 福岡市内で実施されること。
- (2) 主な利用者は貧困を抱えた世帯やひとり親世帯などに属する子どもであること。
- (3) 食事の提供を行うこと。
- (4) 学習支援や子ども同士の遊び体験など、子どもの居場所づくり活動を行うこと。
- (5) 宗教または政治活動、営利を目的としないこと。
- (6) 開催頻度は、原則、月2回以上であること。
- (7) 開設時間は、1回あたり3時間以上であること。
- (8) 開設時においては、常駐できる責任者を配置すること。
- (9) 前号に定める責任者とは別に、活動の補助等ができるスタッフを1名以上配置すること。

(補助対象団体)

第4条 補助金の交付を申請できる団体は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 定款・会則等を備えていること。
- (2) 当事業において、明朗な会計・経理を実施・報告できる団体であること。
- (3) 宗教または政治活動を目的とした団体でないこと。
- (4) 団体の活動内容が公序良俗に反しないこと。
- (5) 市町村民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、主に貧困を抱えた世帯

やひとり親世帯などに属する子どもを対象に、食事の提供と居場所づくりを行う事業の実施に要する経費であって別表1に定めるものとし、事業を開始する場合にあつては同表第1項及び第2項に定めるものを、事業を実施する場合にあつては同表第3項から第5項までに定めるものを、それぞれ補助対象経費とする。

ただし、補助対象経費とすることが適当でないと市長が認める経費については、補助対象外とする。

(備品の購入・管理)

第6条 別表1第2項に定める備品購入費に該当する備品のうち、市長が補助対象とすることが適当でないと判断するものは、補助対象外とする。なお、備品に該当しない場合であっても、別表2に定めるもの及びその他市長が備品と定めることが適当と判断するものについては、備品として取り扱うものとする。

- 2 備品購入費の交付を受けようとする団体は、その内訳について、補助金交付事務担当課と事前に協議を行い、その承認を受けなければならない。
- 3 前項の規定に基づき、事前協議の承認を担当課から受け、備品を購入した団体（以下、「備品購入団体」という。）は、購入した備品名、型式及び購入日等を記載した備品台帳を作成しなければならない。
- 4 備品購入団体は、前項に定める備品台帳に記載された備品を使用するときは、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。なお、購入から2年以内に、当該団体の故意又は過失により備品が滅失し、若しくは棄損した時は、その旨を補助金交付事務担当課へ届け出なければならない。

(補助金の交付額)

第7条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める額を限度として予算の範囲内で市長が定める額とし、補助対象経費の3分の2以下とする。

- (1) 事業開始に要する経費 10万円
 - (2) 事業実施に要する経費 20万円
- 2 前項第1号に定める経費については、原則、申請初年度のみ補助対象とする。ただし、事業を実施する場所を追加する場合は、2年目以降も申請を行うことができる。
 - 3 補助金額の千円未満の額は切り捨てとする。

(補助期間等)

第8条 同一団体に対する補助期間は3か年を限度とする。

- 2 補助対象期間は、申請日から当該申請日の属する年度の3月31日までとする。

(補助金の交付申請等)

第9条 市長は、補助金の交付を希望する団体を公募する。補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、福岡市子どもの食と居場所づくり支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支計画書
- (3) 事業資金計画書
- (4) 実施団体の定款または規約及び役員名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

(暴力団の排除)

第10条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に定める排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付を申請した者（第4項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に定める暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に定める暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者または補助事業者に対し当該申請者または当該補助団体（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助金の交付決定等)

第11条 市長は、第9条の規定により補助金の交付申請書を受理した場合には、申請に係る書類の審査等を行い、補助金交付の可否を決定し、福岡市子どもの食と居場所づくり支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）、または、福岡市子どもの食と居場所づくり支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請団体に通知するものとする。

2 市長は、必要に応じ、補助金の交付申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(事業の変更)

第12条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、補助金の交付決定通知を受けた後において、事業内容を変更する場合は、福岡市子どもの食と居場所づくり支援事業変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業の中止・廃止)

第13条 補助団体は、補助金の交付決定通知を受けた後において、事業を中止または廃止する場合は、福岡市子どもの食と居場所づくり支援事業中止・廃止申請書（様式第5号）

を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(関係書類の整備)

第 14 条 補助団体は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

2 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の帳簿及び証拠書類を検査することができる。

(実績報告)

第 15 条 補助団体は、事業が完了したときは、福岡市子どもの食と居場所づくり支援事業実績報告書(様式第 6 号)に、次の各号に掲げる事項を添えて市長に報告するものとする。

- (1) 事業成果報告書
- (2) 事業収支報告書
- (3) 領収書及び納品書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 16 条 市長は、事業の完了の報告を受けた場合、福岡市子どもの食と居場所づくり支援事業実績調査確認書(様式第 7 号)をもって調査確認し、実施事業の活動状況及びこれに係る経費の支出が適正であると認められるものに対し、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市子どもの食と居場所づくり支援事業補助金確定通知書(様式第 8 号)により補助団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 17 条 前条に規定する通知を受けた補助団体は、市長に速やかに請求書を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

2 補助団体は、当該事業の完了前であっても、事業の性質や資金計画上、事業終了前に補助金を交付することが適当であると市長が認めるときは、補助金の全部または一部の交付を事前に受けることができる。

3 補助金の事前交付を受けた補助団体は、前条の規定により確定した補助金の額が、前項の規定により事前に交付を受けた額に満たないときは、市長が指定する期限までにその満たない額を返還しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 18 条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当する場合は助成の決定を取消し、及び交付した補助金の全額または一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為があったとき
- (2) この要綱に違反したとき

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が助成を行うことを不相当と認めたとき

(補助金の返還)

第19条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成28年6月23日から施行する。

(期間)

2 この要綱は平成29年3月31日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成29年4月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は平成33年3月31日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

別表1 補助対象経費

費目	内訳	上限額
1 工事請負費	(1) 建物の改修・増築に係る費用を補助対象とする。 (2) 事業実施に最低限必要な改修に限る。	10万円
2 備品購入費	(1) 備品とは、価格が1万円以上かつ、耐用年数が2年以上のものとする。 (2) 事業の実施に最低限必要なものに限る。	※原則、初年度のみ
3 賃借料又は会場借上料	(1) 事業に利用する場合に限り補助対象とする。 (2) 自宅や他の事業に使用する事務所等を利用する場合は、補助対象外とする。	
4 需用費	(1) 印刷消耗品費 イ 価格が1万円未満であり、かつ、事業で利用するもの に限り補助対象とする。ただし、別表2に定めるものを除く。 ロ 広告宣伝のためのチラシ等を印刷する費用にも使用 できるものとする。 (2) 光熱水費 イ 事業に利用する場合に限り補助対象とする。 ロ 事業実施に要した金額を明示すること。 (3) 食糧費（食材費） イ 事業に利用する場合に限り補助対象とする。 ロ 会食代は、補助対象外とする。	20万円
5 役務費	(1) 交通費 イ 食材等の運搬に利用する場合に限り、公共交通機関の運 賃、タクシー代、ガソリン代について補助対象とする。 ロ 事業実施に要した金額を明示すること。 (2) 保険料 イ 利用者や運営スタッフの事業に係るケガや賠償責任の 保障を行う保険の保険料を対象とする。 (3) 通信費 イ 電話代及びはがき・郵便切手代に限り、事業に要した通 信費を対象とする。	

別表2 価格が1万円未満であっても備品と定義するもの

物品名
書籍類
トランプ等のカードゲーム類
将棋, オセロ等のボードゲーム類
ボール, ラケット等のスポーツ用品
机, いす, 棚, カーペット等の什器類
調理に要する, 鍋やフライパン等の器具並びに冷蔵庫や電子レンジ, ポット等の家電類